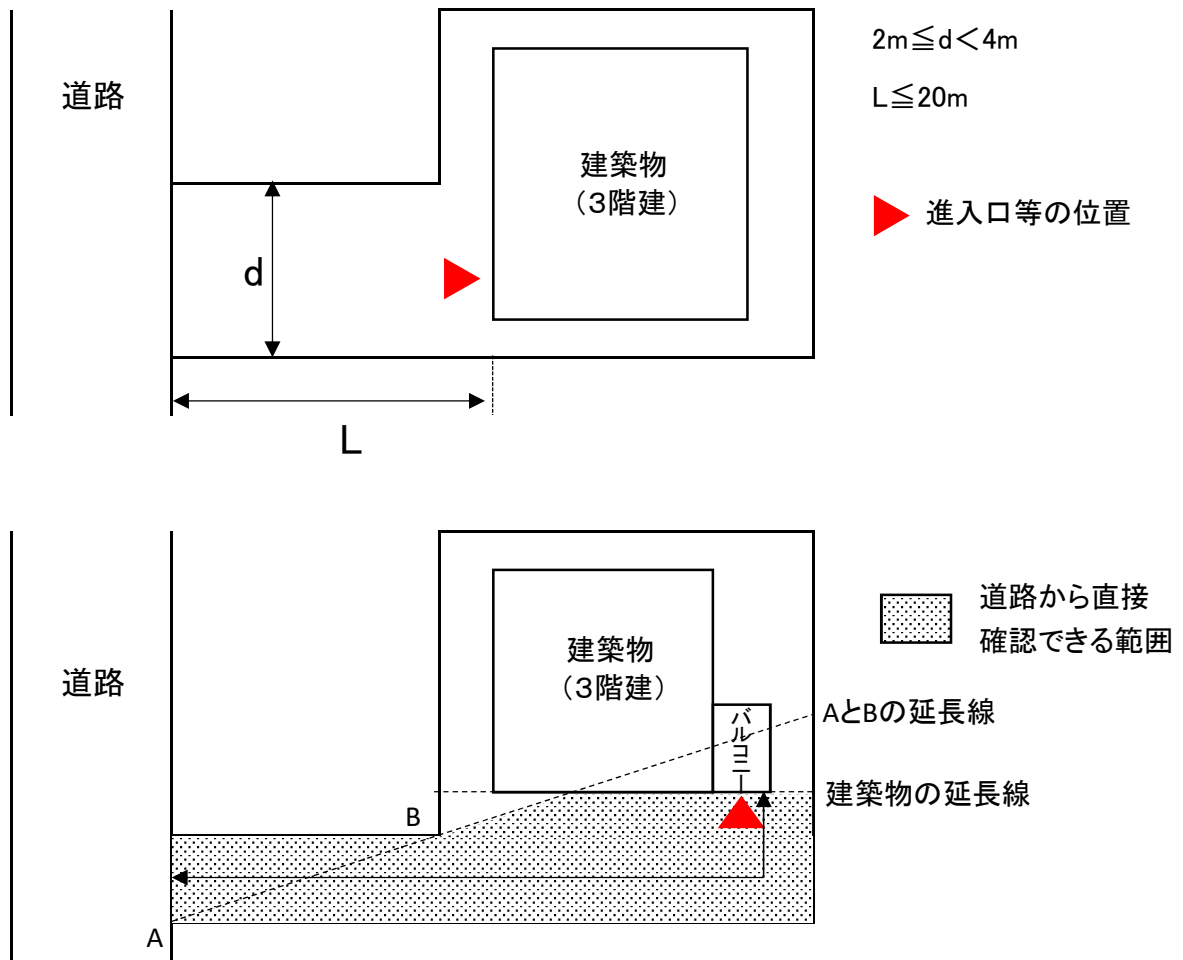


路地状敷地における非常用の進入口の取扱いについて

有効幅員が2m以上4m未満の路地状敷地における、建築基準法施行令(以下、令)第126条の6及び令第126条の7の非常用の進入口の設置、構造については、以下のように取り扱う。なお有効幅員が4m以上ある場合は、令第126条の6及び令第126条の7の本文のとおり4m以上の通路に面して非常用の進入口を設けること。

- ① 道路から非常用の進入口等までの延長が20m以下であること。
- ② 路地状部分の幅員が2m以上であること。
- ③ 地階を除く階数が3であること。
- ④ 原則、特殊建築物の用途に供するものでないこと。
- ⑤ 非常用の進入口等が道路から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。
また、その旨の表示がされていること。



「AとBの延長線」と「建築物の延長線」で囲まれた範囲が、道路から直接確認できる範囲とする。